

令和2年第8回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年8月11日(火) 午後1時30分から午後4時00分
- 2 場 所 菊池市生涯学習センター2階 大研修室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/
/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右
田博昭 10番/右田正臣 11番/高山悦子 12番/松永孝志 13番/緒
方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子 16番/水上義夫 17番/川
口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 新堀
(旭志分室) 下川利治
- 5 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 あっせん登録申出について
議案第3号 農地法第3条許可申請について
議案第4号 農地法第4条許可申請について
議案第5号 農地法第5条許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
議案第7号 非農地証明願について
報 告 合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長）定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、19名すべての委員さんにご出席いただいております、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和2年第8回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長）菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号3番／歌丸委員と議席番号4番／工藤真理子委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

《 議案審議 》

会 長）本日の議題は、第1号から第7号までの議案7件及び報告案件1件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

事務局長）議案第1号のご説明に入らせていただきます前に、お配りしております議案書に記載ミス等がございましたので、差し替えと修正がございます。先ず39ページでございますが、農用地利用集積計画総括表（案）の数字に誤りがありましたので、お手元にお配りさせていただいている分と差し替えていただきますようお願いいたします。修正箇所につきましては、先ず左側の今回の分になりますけれども、一番上の段の利用権設定（賃借権）の4行目、10年以上の田の欄の283,805が280,861、筆数（田・畑）の欄の左側の191筆が190筆、すぐ下の段になります。利用権設定（使用貸借権）の4行目、10年以上の田の欄の22,751が25,695、筆数（田・畑）の欄の左側の11筆が12筆になります。次に、右側の本年累計（暦年）の分になります。一番上の段の利用権設定（賃借権）の4行目、10年以上の田の欄の851,301が848,357、筆数（田・畑）の欄の左側の513筆が512筆、下の段の利用権設定（使用貸借権）の4行目、10年以上の田の欄の64,519が67,463、筆数（田・畑）の欄の左側の40筆が41筆になります。次に81ページでございますが、161番が賃貸借権設定ではなく使用貸借権設定の誤りでしたので、修正のうえ105ページの使用貸借権設定の14番に続く15番と読み替えていただきますよう、お願いい

たします。次に82ページでございますが、166番が印刷ミスによりまして文字等が見えなくなっておりますので、お手元にお配りさせていただいている分と、差し替えをお願いいたします。次に84・85ページでございますが、賃貸借権設定の177番の貸借料が、筆当たりの金額として記載してございますが、正しくは全筆分の合計金額となっておりますので、修正の方をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第1号／新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。2ページをご覧ください。『農業計画書』です。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。千葉県から菊池市への移住を機に、新規就農を希望されているものです。新型コロナウイルスの感染防止の観点から、今回は担当地区の永田孝子委員に個人面談を行っていただいておりますので、その結果を踏まえましてご意見ををお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。ただ今説明のあった農業計画の方は議案書のとおりでございますが、今回は新型コロナウイルスの影響で私は電話での聞き取りとなりました。申請人さんは千葉から菊池の方へ移住されてきて、どうしても営農をやりたいという想いで、家を買って農地も買って、農地の方は後でちゃんと見てきます。夫婦で頑張りたいとのことでした。専門的に習ってはいないけれど、千葉の方で農作業の手伝いや野菜作りをしながら、独学で勉強していたそうでございます。電話先でも農業に意欲があると感じました。新規就農されることに、問題はないと思います。皆様ご審議、よろしくをお願いいたします。また、詳しいことがお聞きになりたいなら、事務局の方にお聞きしてください。よろしくをお願いいたします。

会 長) ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。
次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人3件となっております。5ページをお開きください。1件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の歌丸委員より、ご意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。申請人は現在亙地区に住んでおりますが、山崎地区の嵯牧場まで通い営農の形で農業を頑張っておられます。父と母と姉の夫と4人で酪農をされております。現在父親が認定農業者となっておりますが、次回の更新の際には自分が経営主となり、法人化も行いたいと、意欲的に農業に取り組んでおられます。今後の規模拡大を計画して、今回の申し出となっております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

事務局長) ありがとうございます。続きまして、6ページをご覧ください。2件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の守塚委員より、ご意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。申請人は現在、七城の下水次地区で農業を頑張っておられます。営農形態は、タバコ・野菜・水稻の作付けをされており、現在父親と共同で認定農業者となっております。今後の規模拡大を計画して今回の申請となっております。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

事務局長) ありがとうございます。続きまして、7ページをご覧ください。3件目の『登録申出書』です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権設定のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の松永委員より、ご意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。申請人の方は、熊本市内の方で野菜を栽培されている専業農家でございます。農業に対して意欲もあり、何の問題もないと思われま。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長)「あっせん登録申出」につきまして、事務局、担当委員さんからの説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定されている議事参与の制限に該当される委員さんがいらっしゃいますので、先ず1番と3番につきまして審議させていただきたいと思ひます。1番と3番につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、1番と3番につきまして、登録することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、登録することに決定いたします。次に2件目を審議したいと思ひます。申し訳ありませんが、該当される〇〇委員、しばらくの間ご退席をお願いいたします。それでは、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、2番について、登録することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、登録することに決定いたします。退席された委員さんは、議席へお戻りをお願いいたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 長) 議案第3号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうへ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転8件、賃貸借権設定82件、使用貸借権設定10件となっております。先程、会長の挨拶の中にもございましたが、今回申請件数が非

常に多くなっておりますが、国の新型コロナウイルス感染症にかかる経済支援策としまして、『高収益作物次期作支援交付金』が新設され、口頭契約等によるいわゆるヤミ小作の農地は対象外となることから、その解消を図ることを目的とした許可申請が集中したことによるものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 今月の案件は、農地法第3条第1項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、まず1番です。9ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。譲受人と譲渡人は同地区であり、相互の合意によりまして、売買が成立いたしました。現在この土地は、地区内の南側に位置するところでありまして、3筆ありますが、2筆は現況のとおり田んぼで作られますが、あと1筆だけが山の方にありまして、今後水田ならびに家庭菜園をするということですが、お互いの合意による売買で何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらの方は、譲受人が障がい者の雇用をしている〇〇〇〇〇というところで、野菜の集荷・パッケージ・配送作業をやっている施設であります。お互いの合意によりまして、贈与という形でこの〇〇〇〇〇に譲り受けることになりました。こちら木柑子地区の南側に位置するところがありますが、かなり前からなかなか耕作されておらず、それなりの現況の田んぼなり畑の形はしておりますが、耕うんするにはなかなか難しいんじゃないかと私たち見受けましたが、〇〇〇〇〇が出来るだけ力を入れて、荒れないように農地として今後活躍していくということですので、何ら問題ないと言ったらなんですけど、今後の活躍に期待したいと思います。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。譲渡人と譲受人さんは兄弟でございます。申請地は譲受人さんの農地と隣接しております。兄から弟への贈与でございます。譲受人さんは、水稻・菊づくりに頑張っておられます。何ら問題ないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。10ページです。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。この案件は、先ほど議件に出ました新規就農者でございます。譲渡人さんは、地元に住んでおられて農地を売却したいと考えておられました。譲受人さんは、農地を探しておられましたので、今回の話がまとまったものです。農地の売買については問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は龍門の小木地区にあります。譲渡人は高齢で、今は農業を辞めておられます。譲受人は5年ほど前、新規就農者としてこの地に来られ、夫婦で頑張っておられます。昨年も広く農地をひろめられ、今回も新たに求められるものです。現地は荒れておりましたが、草刈りをして綺麗に刈ってありました。お互い合意による売買でございますので、何ら問題ないと思いますが、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この案件は、相互合意による売買が成立したものです。譲渡人さんは高齢によりまして管理ができないということで、譲受人さんの方にご相談があったようです。場所は七城水次橋の手前の緒方建設がありますが、その向かいにタイヤ屋さんがあってその裏手、川との境になります。そこに形の悪い3筆ほどの田がありますが、その中の1筆で見に行きましたところ、そこだけ綺麗に管理してありました。以上のことから問題ないと考えます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。11ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。この土地は、所有者の方がもう既に亡くなられておりまして、現在相続財産管理人として弁護士の方がなっておられます。この土地を一応どなたかに売買する、所有権を移転するというところで、地域の方にご相談されておりましたが、この譲受人の方が手を挙げられて相互の合意による売買が成立いたしました。現在この土地は、道路から2mくらいの下段下がりのところの位置しまして、なかなか買い手がつかなかったという状況で、現在は荒れております。ここを耕して、家庭菜園なり水田をもう一度作りたいと思っておられます。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転の設定です。場所は七城メロンドームから北西側へ約3km程度進んだ場所です。譲渡人は営農を縮小されており、今回の申請となっております。譲受人は、今回の農地では水稻と大豆を作られるとのこと。問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の説明に移りますが、関連案件がございまして、番号がかなり飛ぶようなところもございまして、皆様方のご協力をよろしくをお願いいたします。それでは1番につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の1番です。12ページをお願いいたします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。申請地は、深川のJAの集荷場がありますが、その裏手東側になるところです。申請地には単棟ハウスが建っており、現在、カスミ草の苗をもう植え付けてありました。きちんと管理もされておりますし、相互合意による貸借ということで問題ないと思います。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番と67番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 12ページの2番と26ページの67番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番と67番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。借受人さんは、ゴボウを中心に農業の方を頑張っておられる方です。2番・67番ともに現在は水稻が植えてありまして、67番については10月20日から5月31日までの期間借地というところの申請です。両方とも相互合意による貸借ということで、問題ないと思われまして、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、3番と11番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 12ページの3番と13ページの11番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番と11番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。8月7日の日に現地を確認いたしました。3番と11番の貸付人の方はいずれも高齢でございまして、借り受けられる人は家の近くでカスミ草の栽培をされております。既に作付けをされており、生育状況を見ながら管理をされておりました。また借受人の方は、農業委員会の推進委員でもありますので、問題はないかと思えます。

会 長) 次に、4番・5番・6番・25番・26番・27番・46番・68番・69番・70番の10件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 12ページの4番・5番・6番と17ページの25番・26番・27番と21ページの46番と26ページの68番・69番・70番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 4番・5番・6番・25番・26番・27番・46番・68番・69番・70番の10件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。今事務局から説明がありましたように、10筆ほどの農地がこの賃借権で申請にあがっております。借受人の方は住所が大津になっておりますが、私の住んでいる今地区の実家の方でゴボウ栽培を大々的にやっておられます。今度の補助金交付のことで、このような10筆ほどの農地があがってまいりまして、このような賃借権設定申請承認になりました。この農地自体は、私たちの地区内の近所に点在しておりまして、ほとんどの貸付人の方はもう後継者とか耕作される方はいないということで、この方に耕作を依頼しておられます。頑張っておられます。よろしくご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、7番と8番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 13ページの7番と8番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7番と8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。貸付人の7番の方は、今は仕事をされておられません。8番の方は、今は会社にお勤めでございます。借受人の方は、八女市で認定農業者で奥さんと弟さんと3人でサニーレタスとお茶を栽培されております。旭志の方でもお茶を栽培されており、今回規模拡大のための申請でございます。何も問題はございません。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、9番をお願いいたします。

事務局) 9番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。土地の所在地は、国道387号線から長田の集落の間になるところです。相互合意による貸借でございます。何ら問題ないと思います。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、10番をお願いいたします。

事務局) 10番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらも借受人の方はゴボウ生産農家です。相互合意による貸借です。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、12番・13番・14番・15番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 14ページの12番・13番・14番・15番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 12番・13番・14番・15番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちら借受人の方はゴボウ農家で、相互合意による貸借になっております。ゴボウのあとに水田・WCSの作付けをされて頑張っておられます。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、16番・29番・31番の3件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 15ページの16番と18ページの29番・31番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 16番・29番・31番の3件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この借受人さんもゴボウ農家です。16番と31番は別々ですが、1枚の田んぼを分筆されているもので、2枚です。2枚をしっかりとゴボウ・水稻を作付けされております。問題ないと思います。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、17番・18番・19番・20番・21番・23番・24番の7件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 15ページから16ページの17番・18番・19番・20番・21番と17ページの23番・24番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 17番・18番・19番・20番・21番・23番・24番の7件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この方も借受人さんはゴボウを作付けされております。19番の七城の田んぼには粟が植えてありましたが、その他のところの田んぼには水稻が作付けしてありました。きちんとゴボウの方も管理される方です。問題ないと思われま。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、22番をお願いいたします。

事務局) 17ページの22番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 22番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。今、緒方委員さんが言われました方と同じ借受人です。ゴボウ農家です。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、28番をお願いいたします。

事務局) 28番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 28番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この田んぼもしっかりと水稻が作付けしてあり、管理がされておりました。相互合意による貸借です。何ら問題ないと思われま。ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、30番をお願いいたします。

事務局) 18ページの30番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 30番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。この案件も関連しておりまして、借受人さんはゴボウと水稻を作っておられます。相互合意による賃貸借権設定でございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、32番をお願いいたします。

事務局) 32番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 32番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらの案件も、借受人の方がゴボウ農家ということ。貸付人とも親戚関係ということで、相互合意による貸借となっております。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、33番をお願いいたします。

事務局) 33番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 33番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。7日の日に現地を確認いたしました。33番は旧コックファームの近くで、今は水田ゴボウの作付けのために水稻を作付けしてありました。このあと収穫後、11月の後半にゴボウの作付けをするということでございました。何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、34番をお願いいたします。

事務局) 18ページから19ページにかけて34番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 34番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。34番は7日の日に行って参りましたが、畑のために雑草が茂っておりましたが、今から草を殺して作付けをするということで、問題はないかと思えます。皆様方のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、35番をお願いいたします。

事務局) 35番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 35番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちら借受人はゴボウ農家で、現在、ゴボウと水稻を作付け栽培されておられます。相互合意による貸借になっております。

会 長) 次に、36番をお願いいたします。

事務局) 36番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 36番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらの方も借受人はゴボウ農家でございます。この農地は、菊池グリーンロード沿いの構造改善されました土地に、この土地が全部1筆になっておりまして、5反近くの農地に現在となっております。ゴボウとWCSを作りたいと申されております。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、37番をお願いいたします。

事務局) 37番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 37番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらと同じくゴボウ農家の方です。相互合意によります貸借による申請です。現在水稲とその後水田ゴボウを作付けされる予定です。

会 長) 次に、38番・57番・71番・72番の4件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 20ページの38番と24ページの57番と26ページの71番・72番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 38番・57番・71番・72番の4件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。38番と57番に関しましては、今現在はしっかりと耕うんをされており、裏作としてゴボウを作る予定であるということでございます。また71番と72番に関しましては、11月1日から5月31日までの期間借地ということで水稲が植わってございました。相互合意による貸借でございます。何ら問題ないと思います。ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、39番と73番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 20ページの39番と26ページの73番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書

記載のとおりです。

会 長) 39番と73番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらにもゴボウ農家の方です。相互合意による貸借です。年齢的にはかなりあられますが、まだバリバリの元気さでゴボウを栽培されております。また、後継者の方が退職するまでは頑張るということでやっております。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、40番・41番・42番・74番・75番・76番の6件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 20ページから21ページにかけて40番・41番・42番と27ページの74番・75番・76番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 40番・41番・42番・74番・75番・76番の6件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらの方もゴボウ農家です。相互合意による貸借になっております。現在WCSの飼料とか水稻を作って、その後水田ゴボウを作付けされる予定です。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、43番・44番・45番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 21ページの43番・44番・45番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 43番・44番・45番につきまして、担当委員さんの意見を申し上げます。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。借受人さんは、今、永田委員が言われた方です。ゴボウ農家で、この3筆ともに現在は水稻が植えてありました。その後にゴボウを作られる予定です。相互合意による貸借です。ご審議方、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、47番・49番・50番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 21ページの47番と22ページの49番・50番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 47番・49番・50番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。こちらの方も借受人はゴボウ農家です。相互合意による貸借になっております。現在水稲・WC Sを作付け、その後水田ゴボウを作付け栽培するということになっております。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、48番・51番・52番・53番・56番・77番・78番・79番・80番・82番の10件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 21ページの48番と22ページから23ページにかけての51番・52番・53番と27ページから28ページにかけての77番・78番・79番・80番・82番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 48番・51番・52番・53番・56番・77番・78番・79番・80番・82番の10件につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この全部の筆に現在は水稲が植わっておりました。77番・78番・79番・80番・82番におきましては、10月1日から5月31日までの期間借地となっております。相互合意による貸借です。問題ないと思えます。ご審議方、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、54番をお願いいたします。

事務局) 23ページの54番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 54番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。貸付人・借受人ともに同集落に住んでおられて、借受人さんがこの申請地の隣に田んぼをもっておられ、申請地にも単棟ハウスを建てられてオクラの栽培をされておられます。相互合意による貸借です。何ら問題ないと思えます。ご審議方、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、55番と81番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 23ページの55番と28ページの82番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 55番と81番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。81番に関しましては、11月1日から5月31日までの期間借地になっております。ゴボウを作られる予定です。相互合意による貸借です。問題はないと思います。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、58番と59番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 24ページの58番と59番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 58番と59番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による、相互合意による貸借です。場所は七城メロンドームから北側へ約1.5kmのところにあります。借受人さんは鹿本町でも耕作をされており、今回の農地では野菜を作られるとのこと。何ら問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、60番をお願いいたします。

事務局) 60番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 60番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。場所は七城メロンドームから北側へ1km進んだところにあります。借受人さんは以前からこの場所で耕作をされており、今回の農地では野菜を作られるとのこと。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、61番をお願いいたします。

事務局) 61番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 61番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。相互合意による貸借権の設定でございます。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、62番をお願いいたします。

事務局) 62番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 62番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。お互いの要望による貸借権の設定です。借受人は以前からこの場所で耕作されており、今回の農地はトルコギキョウを作っていました。問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、63番と64番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 24ページの63番と25ページの64番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 63番と64番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。借受人は野菜を主に栽培されている農家です。相互合意による貸借です。何ら問題ないと思われれます。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、65番と66番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 65番と66番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 65番と66番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。この畑は以前から借受人がスイカを作付けされていましたが、この度の申請になります。問題はないと思います。

会 長) 次に使用貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 29ページの1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。貸付人・借受人、親子関係です。農業者年金受給のための再設定です。何ら問題ないと思われれます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 29ページから30ページにかけて2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。貸付人と借受人は同一地区の住人で、お互いの合意による貸借になっております。借受人の方は先ほどから出ておりますように、ゴボウ農家で頑張っておられます。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。貸付人・借受人、親子関係です。農業者年金の経営移譲による使用貸借の設定申請になっております。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。貸付人・借受人は、親子関係です。農業者年金受給のための再設定です。何ら問題ないと考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。借受人さんはゴボウ農家で、今現在は何も作っておられない田でしたが、きちんと耕うんもされておりました。裏作としてゴボウを作られる予定みたいです。相互合意による貸借です。何ら問題ないと思われます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 30ページから31ページにかけて6番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。貸付人と借受人は親子関係です。農業者年金の受給のための再設定になっております。この土地は表作として水稻を作られ、裏作にはゴボウをゴボウ農家の方に小作に出しておられます。何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。お互いの要望による使用貸借権の設定です。借受人さんは以前からこの場所で耕作されており、今回の農地ではトルコギキョウを作っています。何の問題もないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番と9番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 8番と9番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 8番と9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。貸付人さん・借受人さんは同地区の住人です。借受人さんは3筆を合わせてビニールの連棟ハウスで、カスミ草を作っておられます。相互合意による貸借で問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、10番をお願いいたします。

事務局) 10番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。申請地はJAのライスセンターから西へ大体300mくらい行ったところの農地になります。借受人の方は只今の8番・9番の方と同一で、カスミ草を作っておられます。この畑は借受人の方が以前から借り受けておられましたので、今回、正式な手続きをされることとなりました。相互の合意ですので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。24ページの61番なんですが、ここは何を作られるんですか。

守塚委員) ここは泗水と植木の中の土地で、飼料作物を作られます。確認はちゃんととってあります。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第4号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。32ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) それでは説明させていただきます。33ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北東に約550mの土地です。農地区分につきましては、都市計画用途地域・第1種住居地域として定められております。そのため第3種農地に該当し、転用目的が共同住宅であるため、許可は可能な場所です。今回隣地の雑種地372.08㎡と合わせた計画であり、転用部分は全体面積の一部になります。位置図と現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、菊池女子高等学校横の交差点を日生野・隈府線方面へ約200m進んだ左手に位置します。現地調査を8月6日に丸山会長、事務局、代理人さん、本藤推進委員、私とで立ち合いました。選定理由としましては、住環境の整った地区でありまして、アパートの需要が高いと見込まれ、アパートを新築し家賃収入を得て、所得の安定化を図るためでございます。計画概要は議案書のとおりでございます。給水は市の上水道を引き込み、汚水雑排水は市の下水道へ放流されます。雨水は浸透枳により、地下浸透でございます。被害防除方策としまして、造成工事に際しては隣接地権者に事業計画を説明

し、同意を得て細心の注意をし被害の防止を図ります。完成後の被害防除方策としては、周囲との隔離にコンクリート擁壁・ブロック塀を構築されます。隣の農地は自作地なので問題はありません。このようなことから転用はいた仕方がないのではと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要につきましては、記載のとおりです。スクリーンの方をご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市旭志支所から南西に約2.6km、国道325号線から東に約20mの土地になります。農地区分につきましては、概ね10ha以上の集団農地であることから第1種農地に該当し、原則不許可ですが、転用目的が堆肥舎であることから例外規定の農業用施設のため許可が可能となります。位置図、現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂田委員) 8番の坂田です。7日の日に現地確認を行いました。申請してある土地は、国道325号線の伊坂の信号を、大津方面に約200m程登った左側に位置しております。土地の選定理由と致しましては、牧場内に建設を検討されておりましたが、面積的に不足しておりまして確保できておりません。そのためこの申請地は、既存牧場に比較的近いところに位置しており、牧場からのアクセスも良く、作業効率上大変便利であると考えられます。加えて計画地の周囲には民家がないことから、臭気等による苦情発生の懸念が低いことも、この申請地を選定された理由の一つです。事業目的としては、酪農を中心に繁殖も家族と共に経営されておりますが、毎日相当量の糞尿が排出されております。この既存の堆肥舎では処理しきれず、JAの堆肥センターにも持ち込んでおられます。立派な後継者も確保されており、今後も増頭による規模拡大を図っていきたいと考えておられます。今回、この糞尿管理施設の再整備を行うことで、環境に配慮した酪農経営を実践し、良質堆肥生産として製品堆肥を耕種農家に供給し、需給飼料と交換するいわゆる構築連携による堆肥の流通促進と環境保全型農業を実践し、地下水への排水削減にも取り組む計画です。計画の概要と致しましては、面積が1,088㎡。堆肥舎が鉄骨鉄筋コンクリート造りのメッキ鋼板の平屋建てトンネルです。給排水計画は、給水は不要で、生活雑排水は発生しません。雨水処理は自然浸透とし、オーバーフロー分は既存水路へ放流するとのことです。これはちゃんと同意書があります。造成中・造成後は、周辺農地に迷惑がかからないよう十分配慮し、万一被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、速やかに対処し、責任をもって解決するそうです。区の同意書もありますし、菊池市環境基本条例も今協議中ではありますが受理の見込みです。建築基本法に基づく建築確認申請にも、今事前協議中ですが許可の見込みです。最後に、親子で

認定農業者でありますので、また、酪農家が減少する中意欲的に頑張っておられますので、どうかご承認の程、よろしく願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。34ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転8件及び使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは、前回の総会で議案保留となっておりました、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) それでは、議案書の35ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、田1,005㎡の所有権を取得して建売住宅に転用する案件です。先月の総会におきまして、隣接農地の所有者が日照に支障をきたす恐れがあるという意見があったことから、その立証について議論された結果保留となった案件ですが、その後、隣接農地の所有者が転用に承諾したため、先日承諾書の方が事務局の方へ提出されております。また、この隣接農地の所有者はその農地を建売住宅に転用したいという風に考えておられまして、後程ご説明します譲受人が同じ法人となっております番号8番の申請地につきましては、この案件の隣接農地となっております。また、雨水の処理は浸透枳を設置して敷地内処理する計画となっておりましたが、8月6日の現地調査におきまして、現地の地形を考慮するとオーバーフローした雨水が道路に溜まってしまう可能性があるということもあり、裏手にあります水路へオーバーフローした雨水を流せるように

地元と調整をしてはどうかとのご意見がございましたので、転用者は同日中に地元区長から裏手の水路への雨水排出の同意の方を得られておりますことを、併せてご報告します。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約900mの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。この件は今の事務局の説明のとおり、前回の委員会に出ておりまして、隣接農地の方が日照権の問題がありまして同意をされませんでしたので、内容的には問題はなかったのですが、その隣接農地の方の同意だけが取れていないということで保留をさせていただいていたんですが、その方が同意をされましたので、もう問題はないものと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、畑1,601㎡の所有権を取得して太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色しました菊池市役所から東に約7.8kmの位置にある農地です。申請地は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。なお、太陽光パネル216枚を設置する計画となっています。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきましては私が担当ですので、意見を述べたいと思います。14番の丸山です。今回の申請地は、以前からこの農地には多くの太陽光設置がされているところがございます。今、事務局より申されましたように、この太陽光の建っている大きいところは貸付人さんの所有する農地で、ほとんど太陽光で埋まってしまっているという現状で、作物等については一切今のところ作ってはありません。太陽光の計画があれば提供されるのではと思っております。今回は個人の方がここに申請されたわけですが、申請の理由としましては、このように太陽光施設がなされているということと、日照条件が非常に良いということで選ばれたそうです。給排水あたりに関しましては、ほとんど給排水は関係がございません。雨水についても、申請地内で処理をするということで、造成中の被害防除対策、造成中に土地の流出・破損等あたりがあった場合には十分注意して工事を行いますということで、完成後においても被害はないと思われるが、被害が生じた場合には誠意をもって解決する

ということを、事業計画の中で書かれております。先程言いましたように、貸付人さんがこのように作付けをされないということで、荒廃農地になるよりもこのようなことで利用されるのであれば、地元としてもいいのではないかとというようなお話を聞いておりますので、いた仕方ないと思っております。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は宅地建物取引業を営む法人で、田畑1,472㎡の所有権を取得して、建売住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約1.6kmの位置にある農地です。農地区分は、上下水道のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に菊池郡市医師会立病院ともみじ歯科医院がある農地であることから、第3種農地となります。現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。8月6日の日に現地確認を行いました。申請地は、深川にありますJAの集荷場を隈府方面に行きますと大琳寺の大きな交差点がありますが、そこを左折して七城方面に向かいます。そうするとナフコがありますが、ナフコの角一個手前の交差点を右折、交差点の左角には卵の自販機がありますが、そこを右折して、集落の方に行きますと交差点がありますが、その交差点の右の角の所になる土地です。北側と西側が道路、南側は宅地、東側は本人の所有の畑があります。暮らしに必要な商業施設や医療施設等が近いことから、日々の暮らしにおいて大変便利である、また日当たりも良好で周囲に住宅もある閑静な土地であるということから、この土地を選定されたようです。ここの申請地に、概要にもありますように、建売住宅1人から3人程度の小家族を対象にした一戸建ての住宅5棟を建設する予定であるということでした。また、この地域において発展性の高い地域として建売住宅の需要を十分見込めるということでの計画であるということでした。給排水計画については、給水に関しましては菊池市の上水道を利用、汚水に関しましては菊池市の下水道を利用するということです。雨水につきましては、自然浸透としますが、計画地内に雨水浸透柵を数か所設置し、出来る限り計画地内で処理するように努める。ただ、オーバーフロー分については、既存の水路へ放流するというので、これに関しましては排水同意も取られております。造成中、また完成後の被害防除計画については、周辺農地に迷惑のかからないよう十分配慮するというので、万が一被害が生じた場合には速やかに対処し、周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れて対応するというのでございました。以上のことから、転用やむなしと考えます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は建設業を営む法人で、田4,605㎡及び宅地等の155.64㎡の所有権を取得して、自社の資材置場及び駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約2.7kmの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地です。なお、申請地は第1種農地ですが、申請地に隣接する既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに施設を拡張する場合に該当し、許可は可能となります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。8月6日に現地確認を行いました。申請地は、主要地方道植木インター菊池線にきくちのまんま店がありますが、それを山鹿方面に向かうと大きな交差点があります。それを直進してずっと行きますと突き当たります。その左手になるところが申請地となります。譲受人さんが建設業の生コンあたりの施設がありますが、それに隣接をするところです。建設業をやっておられる譲受人さんは、従業員が120名、大型車両が38台、中型小型28台もあるために、現在の敷地では駐車場が不足しているということでの申請です。給排水計画は、給水は不要です。排水雨水に関しましては、自然浸透。オーバーフローした分に関しましては隣接水路に放流するというので、排水同意も取られております。生活雑排水は出ません。造成中・完成後の被害防除に関しましては、しっかりと責任をもって対処するというのでございました。また、隣接地にご飯を食べるお店がございましたが、そこもしっかりとお話をされて調整済ということでもございました。以上のようなことから、転用やむなしと考えます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は学校法人で、田896㎡の所有権を取得して、駐車場及び道路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約1.1kmの位置にある農地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから、第3種農地となります。次に土地利用計画図をご覧ください。転用者は認定こども園を建設する予定で、その土地に接続するために必要な道路を今回整備するものです。なお、

認定こども園建設の開発許可を熊本県が許可する前に先に今回申請の道路を整備し、開発許可後に認定こども園の整備に着手すると共に、建設予定地内に埋蔵文化財包蔵地が存在するため、並行して文化財の試掘を行う計画となっています。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。8月6日に現地確認を行いました。申請地は、JAの深川にあります集荷場を隈府方面に向かいまして、大きい大琳寺の交差点を右折、市役所方面に向かっていきますと、右手に子供服屋さんがありますが、その西側に隣接する土地です。申請人は現在、隈府地区において幼稚園を経営されておられますが、その幼稚園が熊本地震また7月の豪雨災害において、施設の傷みがひどくて園児・職員に迷惑をかけているということから、移転新築を計画して、今回の申請地の奥の方に幼稚園を計画するということでもあります。給排水計画は、給水は今回は必要ありません。雨水に関しましては、新設の側溝に集水して浸透井戸を新設し処理をするということをございました。雨水生活雑排水に関しましては、今回は発生しないということです。造成中・造成後の被害防除計画につきましては、周辺へ被害を及ぼさないよう指導徹底するというので、万が一被害が生じた場合は責任をもって対処するというございます。今回の申請は、先程もありましたように、奥に新設します保育園が出来る前に今回の申請をする訳ではありますが、幼稚園の工期の短縮のために今回申請をされるものであります。子どもたちの安全安心のために、1日でも早い完成を目指しての申請となっております。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に6番をお願いいたします。

事務局) 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑1,114㎡の所有権を取得して、太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色しました菊池市七城支所から南西に約2.6kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。なお、太陽光パネル324枚を設置する計画となっています。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。転用場所は、七城温泉ドームから南西側に2.4km進んだところにあります。小野崎地区の集落内に囲まれた農地で、農業生産性が低い土

地です。申請人は、太陽光発電に適した土地を探していたところ、仲介者によりこの土地を紹介されて今回の申請に至っております。今回の申請については、隣接地権者に文書による説明を行っており、計画に反対の意見は出ておりません。また排水計画について、地元区長に説明し、排水同意書も取られております。問題ないと思われま。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、7番をお願ひいたします。

事務局) 番号7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田277㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約500mの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になります。なお、申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当しますので、許可は可能となっております。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は泗水小学校運動場裏門から北側市道を北東へ300m、田中区の西側の端で、1種農地のため集落接続になりますが、周りは住宅地になっており、およそ500m以内には小中学校・病院・郵便局・食品センターなど最良な住環境で、交通の便も良好であり最適地として選定されました。申請人は会社員で、現在近くの実家で妻と子ども4人、両親と同居され、子どもたちの成長に伴い手狭になったため、今後の生活設計を考え、2階建ての個人住宅を新築されるものです。計画概要は事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については、雨水浸透柵を設置し敷地内にて処理します。また、オーバーフロー分については、市道横の排水路に放流します。被害防除対策については、造成工事はいりませんが、建築工事中・完成後とも土砂流出などの近隣に迷惑の掛からないよう対策を実施し、万が一問題が生じた場合、当方で速やかに対処します。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、8番をお願ひいたします。

事務局) 番号8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、田999㎡の所有権を取得して、建売住宅に転用する案件で

す。こちらは、先程の番号1番の申請地に隣接する農地ですので、同様に現地調査の結果により、転用者は地元区長から裏手の水路への雨水排水の同意を得られています。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約900mの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。これは今ご案内のとおり、1番の案件の隣接地になります。国道387号線からラドン温泉のグラウンドゴルフ場の南西側に位置しております。前回保留となりました案件の隣接地の建売住宅の分譲用地ということで、所有権を移転するものですが、今回は1筆北側に田んぼがありますが、そちらからの同意書も今回はちゃんと取れておりますので、問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 資料は37ページをご覧ください。番号1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、田411㎡を貸借して個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北西に約1kmの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、菊池電鉄プラザより北へ400m程進んだ右に位置します。現地調査は8月6日に行いました。申請人は現在、奥様の実家へ住んでおられ、子どもさんたちも大きくなり手狭となりましたので、今回マイホームを考えられました。申請地は同じ集落内であり、公共施設等も近くにあり出来る限り奥様の実家に近いことを望んでおられ、申請地の所有者である奥さんとお母さんに相談したところ、申請地を無償にて譲ってもらえることができ、今回申請に及んだ訳でございます。計画の概要は、議案書のとおりでございます。給水は市の上水道を利用されます。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理後の排水を既存の水路へ放流されます。排水同意もとってあります。雨水は、計画地内に雨水浸透柵を設置し地下浸透させます。またオーバーフロー分については、既存の水路へ放流されます。この排水同意もとってあります。造成中の被害防除方

策としましては、計画地に囲いを施し、迷惑の掛からないよう十分配慮されます。完成後の被害防除方策としましては、万一被害が生じる恐れがある場合は、速やかに対処し責任をもって解決いたします。周辺農地の配慮は、恒久的に視野に入れて対応されるそでございませう。このようなことから、転用はいた仕方ないのではと思ひませう。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございませうたら、お受けいたします。

ちよつと私の方で事務局に説明をもう少ししてほしひのが、使用貸借権設定のところですが、面積的には非常に田畑の面積が多いように感じられませうが、これは地上権設定を抜いたということのご理解をしていただくならと思ひておひませう。

事務局) 会長がおっしゃったとおひ、411㎡に対して4筆ということだ、今回、筆数が多くなつておひませうけれども、もともと高圧電線の地上権があつたものを外すために先ず分筆されたのが一つと、あと共有農地の筆が二つございませうして、その分も農地で残す部分と転用する部分と分筆されたということだ、小さい面積で4筆という風になつておひませう。以上です。

会 長) 他にはございませうせんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようだですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手だですので、許可相当と決定いたします。次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願ひします。

事務局長) 議案第6号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。38ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうへ、委員会の意見を決定していただくものでございませう。今回、件数が非常に多くなつておひませうが、先程の農地法第3条許可申請と同様、口頭契約等によるいわゆる闇小作の農地は、『高収益作物次期作支援交付金』の対象外となることから、その解消を図ることを目的とした利用権設定の申請が集中したことによるものでございませう。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局) それでは、39ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定247件、使用貸借権設定15件、中間事業による賃借権設定1件、期間借地による賃借権設定45件・使用貸借権設定7件、所有権移転3件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。41ページをご覧ください。まず、番号1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積については、議案書記載のとおりです。売買金額については、全部で150,000円、反当り177,304円となっております。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。場所は387号線沿いのいがぐり苑というラーメン店がありますが、そこから右に入る茂藤里という地区です。所有権移転を受ける者は、肉用牛の繁殖を親70頭有する畜産農家でございます。もう既に借り受けておられ、牛の運動場となっております。今回この土地の所有権を移転されるということでありまして、何ら問題点はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。売買金額につきましては、全部で2,500,000円で、反当り981,932円となっております。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は七城町のメロンドームから北東へ約3km程進んだところにあります。譲受人の営農している畜舎に隣接しており、今回の申請地では飼料作物を作る予定となっております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。贈与になります。以上です。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。この案件は、譲渡人の要望による所有権移転です。場所は七城町の蟹穴区の集落に隣接したところにあります。ハウスが建っておりまして、譲受人さんの法人は譲渡人さんが代表となっております。法人の経営面積を増やしたいということで、今回の申請になったものと思われまして。ハウスの中には、オクラ・スナックエンドウなどを作付けされています。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転3件のほか、賃貸借権設定247件、使用貸借権設定15件、賃貸借権設定(期間借地)45件、使用貸借権設定(期間借地)7件、中間管理事業1件となっております。しばらく時間をとりますので、内容をご確認いただきたいと思っております。

(議案内容の確認)

会 長) それでは、議案の内容を確認していただいたと思っておりますので、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤です。79ページの152番ですが、支払方法450kgとありますが。それと81ページの161番が訂正がないので前もってお聞きしたんですけれども、値段がないので使用貸借権じゃないかなということだったんですけれども。どうなってるのでしょうか。

会 長) 今のお尋ねにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局) 七城支所の新堀です。今申請書には1筆当たり米450kgというところで書いてあります。約7俵半の賃借料というところでなっております。

会 長) 今のお尋ねは、利用権設定のところに花卉だけしか書いてないから、そこに米もプラスして書いておかないといけないということですか。

事務局) はい、そうです。

会 長) 支払方法は450kgの米ということですね。それともう1件あった161番に関してですが。

事務局) すみません。161番に関しては、会議の冒頭に事務局長の方から議案の訂正を申し上げたかと思うんですけれども。161番が使用貸借権の15番になると

いうところで申し上げたかと思うんですけれども。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、原案のとおり承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第7号／非農地証明願について、ご説明させていただきます。117ページをお開きください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、『非農地証明書』を交付するものでございます。今回の案件は、1件となっております。118ページをご覧ください。『非農地証明願』です。願出人の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりでございます。位置図につきましては、119ページをご覧ください。当該地は、以前から宅地として利用されており、耕作不能となっていることから、所有者の願出により非農地と証明するものです。なお、担当地区の丸山会長、坂本推進委員と事務局で現地調査を行なっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 非農地証明願につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、交付することにご異議の無い委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、交付することに決定いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 120ページをご覧ください。報告案件は「合意解約」についてのみとなっております。今回、農地法第18条の規程による合意解約通知が40件あっており、詳細につきましては、121ページから132ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、報告案件につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

会 長) 本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたら、お受けいたします。

高木委員) 19番の高木です。毎回総会に入る時に会長の方から議事録の指名をして頂いておりますけれども、今日も2人が指名になっていますよね。前回私らが指名を受けましたけれども、通常いつもならば認印を打っていたと思いますが、それが何の音沙汰もないものですからちょっとお尋ねでした。

会 長) その件につきまして、私の方も事務局が3名入れ替わったということで色々ご相談しながら、3月以前は大手の代理店の方で試験的に議事録を作成してもらったようにしたということで、市の方からの連絡があったということで前局長の方からOKをしておりました。ところが、3月に入った時点でそれがなくなったということで、前局長の3月以降前回の7月まで5か月議事録が今作成されておられませんので、出来た月の議事録からでも結構ですので、早急に作っていただかなければ、問題になると思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

事務局) 大変申し訳ございません。4月から議事録の方を作成させていただいておりますが、案件が多いのと事務局からの説明・委員さん方の発言を全て録音テープから文面におこすということで、すごく時間がかかるような状況です。早急に作成しまして、インターネットに公表させていただきたいと思っております。本当申し訳ございませんが、ご了解の程よろしく願いいたします。

緒方哲郎委員) 今言われた業者に頼んでいたというのは、業務委託ということですか。

会 長) 事務局で議事録を作成しなければならないようになっていくということを、今、はじめて事務局長から聞きまして、新しい事務局になっての4月から7月まで

が、今のところ作成が出来ていないということです。3月までは業者が無償で作成されるということで、議事録をそちらの方に頼んでいたところです。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 他に意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第8回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩